

明治期における獣医育成機関としての青森県農学校
(畜産学校)
- 「富国強兵」策が名馬の産地にもたらした繁栄と矛盾 -

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2020-07-30 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 堀内, 孝 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/20923

2020年1月22日

「博士学位請求論文」審査報告書

文学部 専任教授

審査委員（主査） 山田 朗 (印)

文学部 専任准教授

審査委員（副査） 松山 恵 (印)

筑波大学附属駒場中・高等学校 元専任教諭

審査委員（副査） 丸浜 昭 (印)

1 論文提出者 堀内 孝

2 論文題名

(邦文題) 明治期における獣医育成機関としての青森県農学校（畜産学校）

—「富国強兵」策が名馬の産地にもたらした繁栄と矛盾—

(欧文訳) The Aomori Prefectural Agricultural School (Animal Sciences School) as a Training Institution for Veterinarians during the Meiji Era : The Prosperity and Contradictions brought about to the Land of Fine Horse-Breeding by Japan's National Policy to "Enrich the Country, Strengthen the Armed Forces"

3 論文の構成

序章 本研究の課題

第1節 目的と先行研究の整理

第2節 研究の方法

第3節 本論文の構成

第1章 青森県農学校開校の背景

第1節 青森県南部地方の近代史

第2節 明治期の戦争と軍馬

第3節 本格化する軍馬改良

第4節 軍馬改良の矛盾

第2章 青森県農学校の開校と課題

第1節 実業教育関連法の整備

第2節 青森県農学校の設立

第3節 青森県農学校の開校と課題

第3章 青森県農学校（畜産学校）の発展

第1節 地域のなかの青森県農学校（畜産学校）

第2節 畜産学校生に認められた特典

第3節 畜産学校の発展

- 第4節 他県および他国からの入学生
- 第4章 青森県農学校（畜産学校）の制度と教育
 - 第1節 学校規則にみる青森県農学校（畜産学校）
 - 第2節 教科課程の特徴
- 第5章 青森県農学校（畜産学校）の学校生活
 - 第1節 卒業生の証言から
 - 第2節 新聞記事から
- 第6章 高等教育機関の誘致運動
 - 第1節 名馬の産地への誘致運動
 - 第2節 専門学校昇格運動の挫折と戦後の誘致運動
- 終章
- 参考文献一覧
- 青森県農学校（畜産学校）年表

4 論文の概要

本論文は、富国強兵政策のなかで、従来必ずしも十分には検証されてこなかった馬政（軍馬・馬匹改良）と獣医育成との関係性を、青森県農学校（畜産学校）の開設・発展過程に焦点をあてて明らかにしようとしたものである。本論文は、政府による軍馬育成政策にとどまらず、農学校と獣医が地域社会におよぼした影響や日本の馬政を底辺で支えた馬小作などの馬産農家にも目配りをして、国家の政策が地域にあたえた繁栄と矛盾（経済格差）を浮き彫りにしようとしている。本論文の要旨は以下の通りである。

第1章「青森県農学校開校の背景」では、1898年に青森県三本木村に農学校が開設された背景について、青森県南部地方の馬産と開拓の歴史、政府による富国強兵政策にもとづく軍馬改良・馬匹（農耕馬・輸送馬）改良・獣医育成の要請からこの地方が馬政の最前線になったことが明らかにされている。日清戦争において日本軍馬の量と質に列強との大きな格差があることを自覚した陸軍は、戦後、軍馬改良・馬匹改良のために各地に軍馬補充部・種馬牧場・種馬所を設置するとともに、馬匹改良関連法を整備したが、その一環として獣医育成機関としての農学校（中等教育機関）が全国に設置された。青森県農学校もその一つであった。1906年には馬政局が設置され、馬匹改良は国家的重点事業として推進されるようになるが、馬の体格・能力の向上と性質の改善は一朝一夕に実現するものではなく、とりわけ「小型馬」を重視する風潮と優良種牡馬導入と去勢に対する抵抗を克服することは容易ではなかった。

第2章「青森県農学校の開校と課題」では、政府内における実業教育に対する混乱（文部省と農商務省との対立）と青森県三本木村の有志による農学校誘致運動、その運動を支えたのが、維新期に会津から移住して辛酸をなめた元斗南藩士たちであったことが明らかにされている。

第3章「青森県農学校（畜産学校）の発展」では、開校にこぎつけた農学校は、校舎と設備の確保、教職員の確保、応募学生の少なさなど、様々な課題に直面したが、夜学会や実習も兼ねた種付・診療・装鉄などの地域貢献と、卒業生に与えられる獣医免状や一年志願兵といった特権、盛岡高等農林学校への無試験検定などの優遇措置によって次第に志願者が増え、県外のみならず

外国出身者も入学するようになったことが確認されている。日露戦争を契機として馬匹改良政策に拍車がかかり、県内にさまざまな馬政関係機関が設置されたことも農学校における獣医育成を盛んなものにした。だが、その反面、育成された人材が県外に多数流出するという問題も生じた。

第4章「青森県農学校（畜産学校）の制度と教育」では、農学校における諸制度、教科課程（教育内容）について具体的に明らかにされている。ここでは、他県の農学校の教育内容との比較もおこなわれており、青森県農学校が3年間で有能な獣医を育成しようとするあまり、他の農学校に比べて専門教育が重視されていた（反面、一般教養が不十分だった）ことが示されている。

第5章「青森県農学校（畜産学校）の学校生活」では、卒業生の証言や新聞記事などから明治期の農学校における学生生活について明らかにしている。卒業生の証言と県外・国外出身者の多さから、青森県農学校は明治末期には畜産の名門校として存在していたこと、その教育は獣医としてすぐに役立つ知識・技術の修得を中心とした実践的なものだったこと、名馬の産地としての伝統が農学校の教育レベルを支えていたことが分かる。また、卒業生の証言からも馬産農家の大半を占める馬小作の生活の困難さが分かり、産馬業で繁栄した三本木村における経済格差という矛盾が示されている。

第6章「高等教育機関の誘致運動」では、青森県では明治30年代に高等農業教育機関の誘致運動を、同40年代には畜産学校の専門学校昇格運動をおこなったがいずれも失敗におわったが、軍馬が過去のものになり、農耕馬や輸送馬も存在感を薄めた戦後の高度経済成長期（1966年）になって、北里大学畜産学部（現・獣医学部）が十和田市（かつての三本木村）に誕生し、念願の高等農業教育機関の誘致に成功した経過が明らかにされている。

終章では、本論文の結論として、明治政府による「富国強兵」策が名馬の産地であった三本木村に大きな繁栄と同時に矛盾をもたらしたことを論じている。その矛盾とは、地域における経済格差であり、優秀な馬を育てれば育てるほど陸軍に従属していく地域のありかた、戦地に送られた馬のほとんどが日本にかえってこないという現実であった。そうした状況のなかで青森県農学校も多く獣医を輩出したが、育てた人材の多くが村を出て行くという矛盾をかかえていたのである。

5 論文の特質

本論文の特質は、以下の3点にまとめることができる。

- (1) 近代日本の「富国強兵」政策、とりわけ馬政のなかで、従来、ほとんど検討されていなかった地方の中等教育機関である農学校（青森県農学校）における獣医育成のシステム・教育内容などについて明らかにしたこと。
- (2) 国家による軍馬改良・馬匹改良政策が、青森県三本木村という名馬の産地に繁栄をもたらした反面、地域における経済格差（馬小作農家の経営の困難性）、戦争政策への奉仕という矛盾をもたらしたことを具体的に明らかにしたこと。
- (3) 青森県農学校における獣医育成の教育内容について、学校の制度・人事・カリキュラムにいたるまでを、他県の農学校と比較したうえで、その専門教育の特徴を示したこと。

6 論文の評価

従来、軍馬改良政策については、軍事的要請にもとづく馬政局や陸軍の施策を中心に検討されてきた。また、獣医育成についても、高等教育機関における研究と人材育成が検討の対象とされてきた。本論文は、もともと名馬の産地であった青森県南部地方の三本木村に設置された農学校をとりまく地域特性、中等教育機関における獣医育成の内容、さらには地域における馬産を支えていた馬小作の存在にも着目して馬匹改良政策の実態を明らかにしたという点で、きわめて重要な業績であるといえる。また、主に青森県三本木村という一地域をとりあげながら、獣医育成という軍馬改良・馬匹改良にとっての国家レベルの大きな問題を解明した点でも、「富国強兵」研究、軍事史研究、農業史研究に大きな貢献をなしたといえる。

このように本論文の意義は大きいですが、次のような問題点が残されている。

- (1) 資料的制約から来る所が大きく、やむを得ない面もあるが、青森県農学校における授業のあり方や学生生活などについてより詳細な実態解明が必要があること。
- (2) 中等教育機関と高等教育機関における獣医の育成にどのような違いがあり、獣医としての技量にどのような差があるのか、比較研究がやや手薄であること。
- (3) 馬産地域に生じた矛盾を考察する際に、社会構造の分析がさらに深められる必要があること。
- (4) 国家が推進する馬匹改良政策だけでなく、それが具体化される段階での県当局の役割（主体性）についても明らかにする必要があること。

以上のように、本論文にはいくつかの遺漏・不備、未解決の問題点も見受けられるが、それは部分的な欠点にとどまるものであり、研究の主旨と意義を損なうものとは考えられない。

7 論文の判定

本学位請求論文は、文学研究科において必要な研究指導を受けたうえ提出されたものであり、本学学位規程の手続きに従い、審査委員全員による所定の審査及び最終試験に合格したので、博士（史学）の学位を授与するに値するものと判定する。

以 上